

社会福祉法人佐渡前浜福祉会  
特別養護老人ホームスマイル赤泊（短期入所生活介護  
及び介護予防短期入所生活介護）運営規程

（平成17年9月27日制定）

改正 平成18年 3月24日

改正 平成19年 3月22日

改正 平成20年12月19日

改正 平成24年 5月30日

改正 平成24年12月14日

改正 令和 2年 1月23日

改正 令和 3年 6月22日

改正 令和 6年 1月25日

改正 令和 6年 3月11日

改正 令和 6年 6月 5日

この運営規程において、社会福祉法人佐渡前浜福祉会が開設する特別養護老人ホームスマイル赤泊（以下「事業所」という。）が行うユニット型短期入所生活介護事業及び介護予防短期入所生活介護事業の適切な運営を確保するために、人員、設備及び運営に関する基準を定める。

（事業の目的）

**第1条** 要介護者に対し、適正なユニット型短期入所生活介護サービス（以下「短期入所サービス」という。）を提供することを目的とする。

2 要支援者に対し、適正な介護予防短期入所生活介護サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

**第2条** 事業所は、利用者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、利用者の居宅における生活と利用中の生活が継続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 短期入所サービスの提供にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

**第3条** 事業を行なう事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

（1）事業所の名称 特別養護老人ホーム スマイル赤泊

（2）事業所の所在地 新潟県佐渡市徳和 6207 番地 2

（従業員の職種、員数及び職務内容）

**第4条** 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 施設長（管理者） 1人（特別養護老人ホームと兼務）  
職員の管理及び業務の把握を一元的に行う責務と、職員に運営基準を尊守させるための指揮命令を行う。
  - (2) 医師 1人（嘱託）  
利用者の健康管理、療養上の指導を行う。
  - (3) 生活相談員 1人以上（常勤専従）  
利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、医療機関等の他の機関との連絡を行う。
  - (4) 看護職員 2人以上（特別養護老人ホームと兼務）  
利用者の心身の状況に応じ、看護サービスを提供する。
  - (5) 介護職員 6人以上（常勤専従）  
利用者の心身の状況に応じ、介護サービスを提供する。
  - (6) 機能訓練指導員 1人以上（特別養護老人ホームと兼務）  
利用者の心身の状況に応じ、機能訓練サービスを提供する。
  - (7) 栄養士 1人以上（特別養護老人ホームと兼務）  
利用者の栄養や身体の状況、嗜好を考慮した献立及び栄養指導を行う。
  - (8) 調理員 4人以上（特別養護老人ホームと兼務）  
利用者の給食業務を行う。
  - (9) 介護支援専門員 1人以上（常勤）  
利用者の課題分析を行うとともに、把握された心身の状況に基づき、施設サービス計画を作成し、継続的な管理を行う。
  - (10) 事務員 3人以上（特別養護老人ホームと兼務）  
人事、庶務、経理、物品管理、預かり金管理、介護保険に関する事務業務を担当する。
  - (11) その他職員  
その他施設の運営上必要な職員を配置する。
- （入所者の定員）
- 第5条** 事業所の利用者の定員を、20人とする。
- 2 居室は、全室個室とし、定員を1人とする。  
(ユニットの数及びユニットごとの利用定員)
- 第6条** ユニットの数は2ユニットとし、1ユニットにおける定員は10人とする。  
(施設入所サービスの内容)
- 第7条** 短期入所サービスの内容は、次のとおりとする。
- (1)短期入所サービスは、利用者の要介護状態又は要支援状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、痴呆の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行うものとする。
  - (2)短期入所サービスは、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者について、短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的

なものとならないよう配慮して行うものとする。

(3)施設の従業員は、短期入所サービスの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(4)施設サービスの提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の行動を制限する行為を行わない。

(5)施設は、前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(6)施設は、自らその提供する施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(利用料その他の費用の額)

**第8条** 短期入所サービスの利用料は、厚生労働大臣が定めた告示上の基準の額とし、サービスが法定代理受領サービスである場合には、法に定める利用者負担割合による額を利用料とする。

2 その他の利用料は次のとおりとする。

(1) 居住費 1日につきユニット型個室 2,066 円

(2) 食費 1食につき朝食 405 円

1食につき昼食 530 円

1食につき夕食 510 円

3 前第1項及び第2項に定める額の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対して当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。

4 ユニットに係る光熱費に大幅な変動があった場合及びユニットに新たな備品が必要になった場合等想定していなかった事情が発生し、やむを得ず居住費の額を変更するときは、あらかじめ利用者又はその家族に対し、変更後の居住費の額及びその根拠について説明を行い同意を得るものとする。

5 食費に係る食材費及び調理費相当分に変更があった場合は、あらかじめ利用者又はその家族に対し、変更後の食費の額及びその根拠について説明を行い同意を得るものとする。

6 利用者が行う理容、美容にかかる費用は、施設が実費を代行徴収する。

7 インフルエンザ予防接種の費用及び利用者の希望によって事業所が提供するその他の日常生活や教養娯楽等に係る費用の徴収が必要となったときは、その都度利用者又はその家族に対して説明し、同意を得たものに限り実費を徴収する。

(通常の送迎の地域)

**第9条** 通常の送迎を実施する地域は、次のとおりとする。

・佐渡市

(緊急時の対応方法)

**第10条** 施設の従業員は、現に指定短期入所生活介護または指定介護予防短期入所生活

介護の提供を行なっているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ施設が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生時の対応及び損害賠償)

**第11条** 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

(非常災害対策計画)

**第12条** 管理者は、自然災害、火災、その他の防災対策について、計画的な防災訓練と設備改善を図り、利用者の安全に対しても年2回以上の避難訓練を実施することとする。

2 事業所は、前項に規定する訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

**第13条** 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底する。

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 従業員に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めるものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

**第14条** 指定介護老人福祉施設を利用する者は、次の事項に留意しなければならない。

(1) 利用者はこの運営規程の定めるところにより、職員の指導、調査に従わなければならぬ。

(2) 利用者が外出、外泊をしようとするときは、あらかじめ外出、外泊届を提出し、管理者又は責任者の承諾を得なければならない。

(3) 利用者は次の事項を守らなければならない

① 施設内において、政治活動、宗教活動を行ってはならない。

② 施設内に危険物を持ち込んではならない。

③ 指定された居室は、勝手に変更してはならない。

④ 所持金その他の貴重品については、利用者の保管を原則とするが、管理しがたい場合については、管理者に申し出て保管を依頼することができる

(職員の研修)

**第15条** 事業者は、全ての従業員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な

措置を講ずるものとする。

2 事業実施にあたっては、社会的使命を充分に認識し、従業員の資質向上を図るため、研究、研修の機会を設け、適切なサービスの提供が行えるよう、従業員の勤務体制を整える。

(衛生管理)

**第16条** 事業者は、全ての従業員に対し、健康診断等を定期的に実施するとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置をこうするものとする。

(ハラスメントの防止)

**第17条** 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

(業務継続計画)

**第18条** 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るために業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

(秘密の保持)

**第19条** 従業員は、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を決して漏洩してはならない。また、従業員との雇用関係が終了した場合においても、事業者の責任において、当該従業員の知り得た秘密の保持を行うこととする。

(苦情処理)

**第20条** 事業所は、利用者又はその家族から介護サービスについて苦情があった場合は、迅速かつ適切に対応し、必要な措置を講ずることとする。

**附 則**

1 この規程は、平成17年10月1日から施行する。

2 社会福祉法人佐渡前浜福祉会小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業運営規程（平成17年3月29日制定）は、廃止する。

**附 則**

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成24年7月1日から施行する。

**附 則**

1 この規程は、平成25年1月1日から施行する。

2 第8条（利用料その他の費用の額）の規定は公布の日から施行し、平成24年10月1日から適用する。

**附 則**

この規程は、公布の日から施行し、改正後の社会福祉法人佐渡前浜福祉会特別養護老人ホームスマイル赤泊（短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護）運営規程の規定は令和2年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、公布の日から施行し、改正後の社会福祉法人佐渡前浜福祉会特別養護老人ホームスマイル赤泊（短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護）運営規程の規定は令和3年8月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、公布の日から施行し、改正後の社会福祉法人佐渡前浜福祉会特別養護老人ホームスマイル赤泊（短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護）運営規程の規定は令和6年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、公布の日から施行し、改正後の社会福祉法人佐渡前浜福祉会特別養護老人ホームスマイル赤泊（短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護）運営規程の規定は令和6年8月1日から施行する。